WWB Solar

保証書番号　20130X0X-M00X

モジュール25年出力保証書

〇〇〇〇〇　殿

見本

当社指定の申請内容を確認しましたので本証書を呈上いたします。

御住所　〒000-0000

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

保証物件（モジュール発電保証）

対象モジュール　WS-260M-CI60-BW

保証開始日（お客様納品日）　2013年 00月 00日

WWB株式会社
東京都品川区東品川2丁目2-4 天王洲ファーストタワー5F
TEL:03-6433-2789　FAX:03-6712-8383

品質保証規定

本書は、本書記載内容で製品保証をさせて頂くことをお約束するものです。保証期間中に故障または不具合が発生した場合には、本書記載の販売店に修理をご依頼の上、本書を提示してください。お客様設置日、販売店名等の記入漏れがありますと無効となります。本書は再発行いたしませんので、紛失しないよう大切に保管してください。

1.<保証する内容は下記の通り>

●第1章：総則

WWB株式会社(以下、「WWB」といいます。)は、本保証規定が適用されるものとして販売する太陽電池モジュール(以下、「モジュール」といいます。)が、WWBが定める設置マニュアル、取扱説明書その他 WWB が提示する設置、運用及び使用に関するマニュアル、注意事項等を遵守して通常の環境下において設備、使用されることを条件として、本保証規定に従い、その品質及び性能を保証します。本保証規定に基づく保証は、買主への引渡し後に生じたモジュールの出力に影響を及ぼす外観変化については適用されません。本保証規定は、適用のある保証期間終了前に WWB に保証請求がなされた買主のクレームに対してのみ適用されます。また、WWB は、本保証規定に明示的に定められた保証の外には、モジュールについてその品質及び性能を保証するものではありません。

●第2章：10年製品保証

WWB は、モジュールが WWB の施設から買主に出荷された日(但し、モジュールがその製造者から買主に直送される場合には、その製造者が買主へ出荷した日)（以下、「出荷日」といいます。)から10年以内に第5章2項の規定に従ってなされた買主からWWBに対する保証請求によって、その材料または仕上りに欠陥のあることが判明した場合、WWB は、買主と対応について誠実に協議の上、WWB の合理的な選択により、欠陥のあるモジュールを無償で修理もしくは無償で交換し、または、購入価格から毎年 4% づつ減価償却した後の価額を買主に返還します。なお、WWB が交換を選択する場合、WWB は交換対象となった瑕疵または不具合のあるモジュールの返還を受けることができるものとします。また、WWB が返金を選択する場合、買主との協議に要する期間を含む適切な対応に合理的に要した期間を超えて返金を遅滞した場合を除き、返金額には遅延損害金を付さないものとします。

●第3章：出力保証

WWB は、多結晶モジュール及び単結晶モジュールの出力性能について以下のとおり、保証します。WWB は、出荷日から別添「保証出力割合表」に定める各期間(年単位)を経過する時点までの間、モジュールの「STC 最大出力」の下限値が WWB 製品データーシートにおける最大出力(以下「公称最大出力」といいます)に対して当該経過期間に対応するものとして下記に定める割合(かかる割合を乗じて算出される出力を「保証出力」といいます。)を下回らないことを保証します。なお、出荷日から25年を経過した後の出力性能は、保証されません。WWB は、保証出力を下回るモジュールについては、買主とその原因を分析し誠実に協議の上、WWB が出力減衰につき責任を負うべき場合は、WWB の合理的な選択により、保証出力に達しないモジュールを無償で修理もしくは、無償で交換しまたは、購入価格から毎年 4%づつ減価償却した後の金額を買主に返還します。なお、WWB が交換を選択する場合 WWB は交換対象と瑕疵または不具合のあるモジュールの返還を受けることができるものとします。WWB は、買主から本章に基づく保証請求を受ける以前の期間に係る出力不足については、責任を負わないものとします。また、WWB が返金を選択する場合、買主との協議に要する期間を含む適切な対応に合理的に要した期間を超えて返金を遅滞した場合を除き、返金額には遅延損害金を付さないものとします。この第3章による保証は、モジュールの出力性能について WWB が付与する唯一の保証であるものとします。

●第4章：免責事項及び例外事項

1. 適用のある保証期間の経過後に WWB に対してなされた保証請求については、WWB は 責任を負わないものとします。
2. 次の免責事項に該当するときは、如何なる場所においても本保証規定に基づく保証の対象外とし、WWB は責任を免れるものとします。

(1) モジュールを当初の設備場所から移動した場合
(2)WWB の文書による同意なしにモジュールが改造、修理、変更された場合
(3)WWB がその設置方法及び環境等について定める設置マニュアルに従いモジュールを設置しなかった場合
(4) 前号に定める場合の外、モジュールが適切に設置、配線、使用されなかった場合
(5) モジュールが移動式の架台による設置、海上及び海岸近接地の環境下での設置及び腐食媒介物や海水との接触等、設置マニュアル及び取扱説明書その他 WWB が提示する運用及び使用に関するマニュアル等で指定する環境条件に合致する環境に設置されなかった場合
(6) モジュールが不適切な電圧もしくは電力サージにさらされた場合
(7) 前二号に定める場合の外、モジュールが排ガス、公害、酸性雨、塩害その他、モジュールの製造時にその製造者または WWB が合理的に想定した通常の環境条件に合致しない環境に、いかなる期間であるかを問わず設置された場合
(8) モジュールの不具合または性能低下が、これとともに使用される他の製品に起因する場合
(9)WWB が定めるマニュアル等に従って、かつ、適切な資格及び技能を有する技術者がモジュールの保守を行っていたことを買主が立証できない場合
(10) 暴風雨、地震、落雷、竜巻、噴火、噴煙、洪水、雪害、硫化水素その他の自然由来ガス、雹等の自然現象及び戦争、暴動、ストライキ、政策の変更または火災もしくは煙によりモジュールに不具合または性能低下が生じた場合
(11) 落下物、衝撃、擦過等の WWB に帰責性のない事由によりモジュールに不具合または性能低下が生じた場合
(12) モジュールのラベルが改変、除去、抹消された場合
(13) モジュールのシリアル番号が改変、除去あるいは判読しにくくされた場合

3. 本保証規定に基づく保証履行により WWB により保証された追加モジュール及び修理、交換されたモジュールは、その保証履行されたモジュールが購入された時と同じ限定保証と条件により保証されます。また保証履行により保証期間及び条件が延長されることはありません。
4. WWB は、欠陥のあるモジュールを同等の品質・サイズを有するモジュールと交換できるよう努めますが、保証履行の対象となったモジュールが製造中止になってい た場合は、過去の太陽電池システムに適合する他のモジュールを供給するができるものとします。
5. 本保証規定に基づく保証履行に関する費用のうち、買主が WWB にモジュールを 修理、交換のため返送するための費用及び修理あるいは交換されたモジュールを買主に出荷する費用は、WWB が負担するものとし、その他の費用(モジュールの設置、撤去もしくは再設置に関連する費用を含み、これらに限らない。)の負担については、買主の負担とします。
6. モジュールの納品書及びモジュールに付されたラベルや製造番号等により、当該モジュールを China Sun Energy 社が製造し WWB が本保証規定の適用対象品として買主に販売したものであることを確認できない場合、本保証規定に基づく保証の対象外とします。
7. 買主は、本章の各規定に特段の規定がない場合でも、本章による免責が適用されないことにつき、立証責任を負担するものとします。

●第5章：その他事項

1. 保証の範囲

WWB は、いかなる状況においても、モジュールの瑕疵について、損害賠償その他本保証規定に定めのないいかなる責任も負わないものとします。

2. 保証条件

買主は、保証対象となる事由を発見した場合、直ちに WWB に対して書面により通知するものとします。なお、この通知には、不具合又は性能低下の内容、対象たるモジュールの製造番号を記載の上、当該モジュールの納品書を添付するものとします。

3. 保証の譲渡

モジュールに関する保証は本来買主に提供されたものでありますが、モジュール設置場所にあり適切な環境下で適切に設置、運用、使用されていることが証明されれば買主からモジュールを譲り受けた人に対しても適用されます。

4. 紛争

本保証規定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

5. 有効性

このモジュールに関する保証は、出荷日から開始するものとします。

以　上

修理実施日	修理内容	サービス員氏名

取扱販売店名

電話番号　　　担当者